

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號三第

卷二十三第

行發日一月三年六和昭

論叢

所得稅の不公平……………法學博士 神戸 正雄
 利子の形成について……………文學博士 高田 保馬
 數學的經濟學の論理的構造の批判……………文學博士 米田庄太郎

說苑

正米相場と期米相場との異動關係……………經濟學士 谷口 吉彦
 金爲替準備に就いて……………經濟學士 松岡 孝兒
 アメリカ經濟の發達と移民の消長……………經濟學士 堀江 保藏
 獨逸中工業金融機關としての Industrieschaft……………經濟學士 楠見 一正

雜錄

幕末の株仲間再興是非……………經濟學博士 本庄榮治郎
 明治初年に於ける侍階級の騷擾……………經濟學博士 黒正 巖
 舊派統計學の一著作……………經濟學士 蜷川 虎三
 日本都市年鑑を讀む……………經濟學博士 汐見 三郎

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

明治初年に於ける 侍階級の騷擾

黒正巖

一、はしがき

明治維新が政治革命であるか、又は社會革命であるかは、固より多くの議論の存する所であるが、少くとも社會組織は急激なる變質を遂げた。即ち從來の被支配階級が直ちに替つて支配階級とならなかつたにしても、支配階級たる侍階級の内部的變質並に他の諸階級に對する關係が著しく變化したことは争はれぬ事實である。而してこの變革によつて特權を失ひたる侍階級はその數甚だ多く、之を正確に算定する事は出來ぬが明治九年に於て所謂士族に屬するものは、男九十一萬八千六百七十六人、女九十一萬六千八百八十二人の多きに上つて居る¹⁾。更に正確に計算すればそれ以上に達し、全人口の一割にも當るであらう。固より之れ等のもの凡べてが、特權の喪失によつて身分的にも經濟的にも

1) 明治十五年統計年鑑
猪谷善一氏、明治維新經濟史一六四頁

没落したのではなく、或は官途に就き、或は在郷して農に歸し、或は商工業を營み、相當の地歩を占め得たものもある。併し乍ら因習の久しき、彼等侍階級は百姓町人と伍して生活するを潔しとせざるのみならず、經濟闘争に於ては、所謂「士族の商法」となり易く、必しも勝者たり得ぬ。殊に明治政府は形式的には大規模なる行政組織を以て、中央集權政治を行つたけれども、尙ほ舊來の藩閥思想は陰然として重きをなし、藩國分權の状態にあり、中央政府の威令は充分に行はれなかつた。藩閥思想は常に廟堂に於ける對立抗争の因を成し、相互に嫉視反目した。又急激なる中央集權化は、從來孤立して領域經濟を營み、その社會的經濟的自然的事情を異にしたるものを、餘りに劃一化するの弊があつた。固より明治新政府は、各藩縣に舊慣の調査、地理的事情の研究に種々の施設を行つたけれども、間斷なき新制の劃一的實施は、少からず人心を動搖せしめ、封建的傳統に囚はれたる百姓共は全く恐怖状態に陥り、その經濟的利害關係と相俟て、遂に百姓をして

一揆的暴動に導いたものが少くない。實に明治十年迄は、新と舊、積極と消極、進取と保守、動と靜、自由と束縛の抗争時代であつた。而してこの客觀的狀勢の下に於て、身分的特權を喪失し、生産階級への轉入の苦悶に惱みつゝ、ありし舊侍階級は、ありし時代を憧憬して、新制に不平不滿を懷き、力及ばずとは知り乍ら、時あつて新政府に反對せんとし、或は精神的經濟的苦衷を百姓一揆的方法によつて新政府に訴へんとし、或は農民を煽動してその鬱憤を晴らさんとするものが現はれた。明治七年二月の佐賀の亂、明治九年十月の熊本神風連の亂、秋月の亂、萩の亂、明治十年の西南の役の如きは、固より當時の政界に於ける思想對立の結果ではあるが、必しも明治維新による諸變革の必然的產物であるとはいへない。之に反し社會の急激なる變革に遭ひ、その特權を奪はれ自ら勞働して生活の資を求めざるを得なくなつた侍階級の反抗運動は、それがたとひ大規模のものではないにしても、維新革命の必然的結果といつてよい。從てその生起の狀態、その目標、

動機、並にその抵抗形態は、革命の直後に於て、特權を喪失せる舊支配階級の悲慘なる没落過程を知るの資として最も注目すべきものである。以下極めて少數の事例ではあるが、當事の百姓一揆と對比すべき反抗運動として、太政類典並に明治史要に收載する事實によつて、侍階級の騷擾の概様を示すであらう。

二、騷擾の型

明治四年七月、廢藩置縣の斷行せられたことは、凡べての方面に於て劃期的の意義を有する。明治維新後舊制は次第に破壊せられたけれども、從來の身分階級の墮性は仲々重大にして、舊侍階級は精神的にも經濟的にも、尙ほさまで不利の地位に陥らなかつた。而して彼等侍階級は、偉大なる中央權力が確立せられて居ないため、眞に封建社會が打破せられてしまふか否かにつきては暗中摸索の状態にあつた。従て彼等の中には社會の大勢を洞破してその歸趨を知悉して居たものもあるが、從來太平になれて居た侍階級は、この混亂

時に於て、元の身分の低かりしものが急に擡頭し、上下の分がみだれ、又種々の因縁等よりして嫉視反目ありし爲め、侍相互の間に於ても私闘がたえなかつた。故に少數の事例ではあるが、明治元年より十年頃迄の侍階級の騷擾を見る時は大體四の型がある。第一は封建的の意味に於ける大義名分論又は主従觀より來る舊制度擁護の爲めの騷擾である。第二は之に關聯して、急激なる社會變革、西洋式の生活の採用と國體との矛盾を憤慨する國粹論に基く騷擾、第三は各藩が維新の革命に對してとりたる態度が區々にして、その結果は、維新の大改革によつて得たる利害賞罰が各藩縣によつて異なる。之に對する反感嫉妬に基くものも少くない。又同一の藩縣に於ても或は幸運にもよき地位を占めたるものもあり、或は從來上位にあり乍ら、その意を得ざりしものも少くない。之は相互に反目して私闘をなさんとするの傾向があつた。第四には廢藩置縣後、大體侍階級の運命が決定せられてしまひ、舊侍階級にして有利に轉回し得たものは、それ／＼一定の分に安じて

居るが、然らざるものは侍としてその特權は奪はれ、身分的にも經濟的にも困難に陥り、ために自暴自棄となりて暴力をなし、或は市井の無産者又は困窮せる農民と同じく一揆的反抗を企てざるを得なかつた。固より維新直後、社會の混亂に乗じ、強盜的騷擾をなしたものもないではないが、大體に於て、明治四年以後に於て舊侍階級の一揆的騷擾は増加したものと、如くである

三、騷擾の事例¹⁾

- (1) 明治元年四月 攝津國豊島郡北條村に於て、何者とも知れない武士十四人計り亂暴したるにより、その藩並に櫻井遠江守家來へ鎮靜方を命じた。
- (2) 明治元年十二月 東山道先鋒總督岩倉具定は市場長義に命じて假に松井康英封邑たる近江の人民を管理せしめたが、間もなく之を停止したので、長義のついた官吏は小民を煽動した。長義は謹慎を命ぜられ、首謀者は禁錮せられた。²⁾
- (3) 明治二年二月 伊勢の龜山藩士は正邪を分ちて

黨をなし、互に紛擾した。藩主は爲めに譴責せられた。³⁾

(4) 明治二年三月 吹上藩士(下野)黨を結び、遂に重臣以下數人を斬殺した。⁴⁾

(5) 明治二年五月押小路實潔は黨を植て民を蠱するを以て譴責せられ、宗家三條實美に之を監守せしめた。⁵⁾

(6) 明治二年十一月 村上藩は從來黨を分ちて人心協和せず、よつて知事内藤信美の父信思に命じ知事を輔けてその職を修めしむ。⁶⁾

(7) 明治三年二月 山口藩の大樂源太郎、富永有隣久留米の小河眞文、古松簡二、柳河の古賀慶幸、熊本の高田源兵衛、小倉の建野郷三、靜野拙三、秋田の初岡敬二、土佐の岡崎恭輔、越後の長谷川鐵之進等、政府を打破して局面を一變せんとし、堂上華族中の不平の分子たる愛宕通旭、外山正輔、並に比喜多源二と氣脈を通じ事を舉げんとし、先づ山口藩の大樂等は山口藩廳を襲撃した。併し乍ら之を應援するものなく、巨魁三十餘人が捕へられた。他は皆四散して、或は東京に上つて畫策し、或は豊後日田地方へ逃走して事を舉

1) による。四月二十日。
 2) 明治二年四月二十日。
 3) 明治二年四月二十日。
 4) 明治二年四月二十日。
 5) 明治二年四月二十日。
 6) 明治二年四月二十日。

けんとした。十一月に至つて關係者は捕縛せられ事平く。⁷⁾

(8) 明治三年五月 從來徳島藩士の私闘甚しく人心動搖するを以て、藩知事は政府に請ふて之を處斷した。⁸⁾

(9) 明治三年七月 米澤藩士雲井龍雄不軌を圖り捕へられ、直ちに東京に押送せられた。⁹⁾

(10) 明治三年八月 福井藩内の元本多興之輔の家來の者共はその主君が普通の士族となりたる事、その管轄の替りたる事を憤り在町のを煽動し、黨を組みて騷擾した。

(11) 明治三年十二月 津藩士族は兵制改革に對して疑惑を懷き、寺院に集合して不穩の形勢を示し、十餘人のもの參事共の内へ押迫り談判をなす。但し争闘には及ばなかつた。

(12) 明治四年七月 丸龜藩士五十餘名は民部省同縣出仕土井某の家に押迫つて強談し、遂に抜刀して暴行に及び、數人の負傷者を出した。之は如何なる理由によるか明かでないが、相當根づよい事情があるので、手

當として倉敷縣より捕亡として貫屬卒二十五人を急派した。

(13) 明治五年正月 元郡山縣士族卒共凡六百人計り集合し不穩の形勢を示した。その決議したる歎願書を見るに、主として物質的給與に關する事項十ヶ條を擧げて居る。之に關する當局の報告には、兵器を携へず、平常のまゝにて暴動的仕業はなかつたといひ、更に「集會の始末愚民強願に類し、順序體裁等更に無之、其願ふ所の一書だも呈する不能、畢竟彼等一己の私慾より出で、衆を以て舊縣廳に迫り、一時金策の企のみ。實に憫笑すべし」と評して居る。

(14) 明治五年正月 之は前年の神宮動座事件と關係するものにして、その首魁佐々木半三郎は已に捕へられたるも、他のものは依然として陰謀を企て、當局は之を檢舉するに苦心した。發頭人は何れも名古屋縣貫屬卒にして、先に捕へられたる佐々木を救ふ爲めに掛官を不殘斬殺し、宮川烏羽其他船手の要路を絶ち、神宮の神境に屯集し、三開港場を一時に暴動せしめて

7) 明治三年二月十日、十一月二十一日の項
8) 要、伍、要
9) 史、東、史
明治三年、第二冊、二二頁
明叙日本史、第三冊、二二頁

焼き拂ひ、東京政府の大官を斬害し、大宮御所を擁し天下の同志を糾合して玉政を改革せんとす。之れが爲めには先に事を舉げし大樂源太郎と連絡をとり、九州地方の諸藩、尾三遠甲信の諸藩を煽動しようといふのである。併し何れも中途にて捕へられ、計畫は盡餅に歸した。

(15) 明治五年七月 山口縣士民のある者は東西氣脈を通じ、大政急變の結果、四民の生活困難となりたりと考へ、攘夷論、神儒佛三道興隆、舊知事の歸縣等に名を假り、士民を煽動し暴力によつて縣廳に強訴せんと衆議の所、中に意見の衝突ありて、はしなくも内通者を出し、遂に首謀者が、捕縛せられ、未然に事を防ぐ事が出來た。

(16) 明治五年九月 愛知縣雜使處分の事あり、一代抱廢祿の者千三百人餘各所に集合し、更に縣令の官宅へ押しよせ、暴舉に及ばんとするの形勢を生じたので掛官を急派して説諭し、漸く事なくして退散した。

(17) 明治六年三月 山口縣では維新以來國事に奔走

し乍ら、途中反逆したる爲めにその功賞を奪はれたものが頗る多く、之等のものは思想惡化し、時に乘じて暴舉を計らんとした。山口縣に於て士族の反亂多きは之によるといふ。この年にも陰謀を企てたが、未然に發覺した。

(18) 明治七年二月 宮崎縣下諸縣郡上長飯村外十二村に散居せる士族は農民を糾合して諸所に屯集し、その數凡そ五千に達した。原因は租税の金納を希望する事、米價の騰貴による都城町人への反感等であつて、當時の百姓一揆と殆ど異なる所はない。

(19) 明治七年三月 宇都宮居住士族凡そ百餘名家祿下渡に關して八幡山に集合した。陸軍省では容易ならざる事態であると考へ、手當を用意したが、事なきを得た。

(20) 明治七年三月 高槻藩の貫屬は北山天神社に集合して何事か議して居た。當局は大に心配したが、大事に至らなかつた。

(21) 明治七年五月 秋田縣の士族は、石代の取極方

が不都合なるが故に米價騰貴して活計困難となつたと考へ、大勢集會して反對運動を企てたが、暴動には至らなかつた。

(22) 明治七年三月、九月 酒田縣下の士族は黨をなして争ひ、互に反問苦肉の策を弄して居たが、遂に之が一般の百姓一揆と化し、大騒動が起つた。俗にワツパー揆と稱するものである。之につきましては濱村正三郎氏の詳しき研究がある¹⁰⁾。貫屬の抗争、その煽動に端を發するものなるが故に茲に列舉した。

四、騷擾の特徴

右は極めて限られたる事例にすぎないから、之によつて総合的判斷を下す事は出来ないが、併し之れだけの事實よりして一應の結論を得られない事はない。先づ第一にその反亂の原因又は理由を見るに、已に略述したるが如く、思想的には長い間保守的封建精神になれて居たのが、急激に進歩的制度が採用せられた、め、農民に比較すれば理智的であつたにしても、之を充分

明治初年に於ける侍階級の騷擾

に理解し得なかつた事、並に從來横暴なふるまひをして居た、めにその墮性として亂暴し易い事等が考へられる。第二には政治上に自己の意見が容れられず、之に自己の同僚であつたものや、地位の下にあつたものが、新制の下に於て顯位に上り、權勢を得たるものを見て心平ならず、反感を抱き争亂の動機をなした事も考へられる。殊に當時尚ほ藩閥的精神が強烈にして、有力なる藩縣の出身に非ずんば地位を得て自己の方途を實行する事が出来ず、之等不平分子が黨を結びて鬱憤を晴らさんとした。第三には經濟上の理由であつて特權喪失に伴ひ經濟上の苦痛が大となり、この窮地を脱せんとして百姓一揆的反抗を企てた。而して之等の諸動因は封建的精神が時代と共に薄らひで行き、侍としての存在理由が減少するに従ひ、次第に變化して居る事が大體に於て覗ひうる。尚ほ右の騷擾の中にて封建的大義名分によつて動いたものが殆どない事は注目値する。

次に騷擾の形態又は方法を見るに、大體三の型があ

第三十二卷 五七三 第三號 一三九

10) 濱村正三郎、羽州庄内のワツパー揆(經濟史研究第一三號)

る。一は自暴自棄の腹いせの暴行であつて、たとひそれが計畫的であつても、誇大妄想的な騷擾にすぎぬ。不平分子の糾合によつて目的が達せらるゝものゝ如く思つて居るのは、全く社會の認識に錯誤があつたからである。こは單に示威的に集會して目的を達しようとする。この種のもものは恐らく各地方に頗る多く行はれたものと推察出来る。記録に餘り残さるゝ、ような事柄ではないが、右の事例中にも相當の數に上つて居る所を見てもこの方法が最も多かつたものであらう。之は百姓や町人を煽動して或は要求を貫徹せんとし、或は腹いせをやつた。明治初期百數十の百姓一揆中、侍階級がひそかに糸を引き、又は指導者として煽動したものが果してどの程度に存するかは尙ほ研究の餘地があるが、恐らくその數は餘り多くはないであらう。之は當時尙ほ武士が百姓町人と齡せずとの自負心を有して居たのみならず、利害關係が必しも一致して居なかつたからである。

最後に侍階級の反抗運動の統制を見るに、その組織

的なものは極めて少い。郡山士族の集會を見ても纏りたる要求すら出し得なかつたとある。之は關係官吏が輕視して書いたものでもあらうが、多くは策なくして漫然と集團したにすぎぬと思はるゝ點が多い。従て永續性は殆どない。仲間割れなどが頗るよくあつたらしい。之はインテリゲンチヤ階級の特徴にして、熱狂的に集團運動を繼續する事は出来ない性質のものである。

五、餘言

以上は余が明治初年の普通の百姓一揆の資料を探索中副産物として見出したる事例であつて、この時期には恐らくより多くの侍の反抗運動があつたと推定せらる。併し當時の警察治安に關する公文書を見るも、百姓一揆の事件は相當に澤山出て居るが、侍の反抗運動の事例は記さるゝ所が少い。武士階級の後始末は當時政治上社會上の大問題であつたから、若しかゝる事件が発生したとすれば、百姓一揆以上に文書に残つて居る筈である。故に案外侍の反抗運動は少なかつたとも

考へらるゝ。又當時の客觀的狀勢よりすれば、その比較的に少かつた事を推論し得ると思ふ。その第一の理由は、愈々大變革が行はれてしまつては、精神的にも肉體的、物質的にも已に力を失つて居た武士階級が多少とも組織的な反抗運動をする丈けの氣力を缺いで居た。之れが出来うる程であれば、あのように脆くも封建社會は崩壊して居ない。第二の理由は、武士階級は當時としてはとに角インテリゲンチヤである。インテリは常に日和見階級なるが故に、大勢が極つてしまへば之に順應しようとする。賢明なものは早く新社會組織へ轉入してしまつた。百姓と結合しなければ大規模の有効な運動が出来ず、従て失取に了る事は明かである。然かも百姓と武士とは容易に融和し得ぬ状態にあつた。故に目先の見える武士は輕々に騒動を起さぬ。第三には維新後尙ほ暫くは身分的にも經濟的にもある程度に保障されて居り、力量のあるものは軍人、官吏、巡査になり、或は歸農し、商業を學んだ。又當時の役人、巡査などは大部分舊侍である。従て侍が反抗運動をす

れば結局同志打ちになる。この事も騒動を少からしめた理由の一つである。現に士族が煽動して起つた百姓一揆や町人騒動に於て、使喚した武士が比較的輕罪に處せられて居るのを見ても、この間の事情が想像出来る。第四には、士族の積極的消極的救済が行はれた事である。大勢を達觀した藩では早くも自發的に歸農をすゝめ士族授産を斷行した。又新政府はその窮乏せる財帛を割いて授産事業を起した。固よりこの授産事業が如何なる程度に効果があつたかは疑問であるが、少くとも武士階級の不平を一時的に抑止し得た事は事實である。かくして新制を根本より覆へして封建社會に逆轉せしめんとする有力なる反革命の運動は殆ど一も起る事なく、その内に新政府の中央集權化の次第に徹底し、西南戰爭を轉機として、武士階級は勿論一般人心は新なる方面に進み、武士階級はいつしか種々の社會層に吸収せられ、實質的にも形式的にもその影を沒したのである。